

2 長薬発第 313 号
令和 2 年 6 月 18 日

役 員 様
地域薬剤師会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
感染防止策の徹底について（通知）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では、6 月 17 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおりガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うことを決定した旨、同対策本部長から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、要請内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
感染防止策の徹底等について（要請）**

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では 6 月 17 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うこと等を決定しました。

つきましては、貴会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

（１）ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされておりますので、引き続き、取組の推進にご配慮ください。

（２）イベント開催基準の遵守等

イベントの開催にあたっては、概ね 3 週間ごとに、段階的に規模要件を緩和することとしておりますので、開催にあたっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、基準を遵守いただくよう会員の皆さまに周知してください。

【イベント開催の目安】

	6月19日～7月9日	7月10日～31日
屋内	1000人以下かつ収容定員の半分程度以内	5000人以下かつ収容定員の半分程度以内
屋外	1000人以下かつ人との距離の確保 (できるだけ2m)	5000人以下かつ人との距離の確保 (できるだけ2m)
全国的・広域的な人の移動を伴うもの	中止を含めて慎重な対応	
プロスポーツ等	無観客開催	(屋内・屋外と同様)

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者のみを計上することとし、明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、形態や場所によってリスクが異なることには十分にご留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

2 協力を依頼する事項

(1) 東京都との往来への慎重な対応

東京都においては、新規感染者数が比較的高い水準にあるため、引き続き往来に際して、慎重な対応を行っていただき、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

(2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて周知するよう求めています。

本取組について、別紙を利用するなどにより、会員の皆さまに周知いただくようお願いします。

担	当	長野県健康福祉部薬事管理課
		(課長) 小池 裕司 (担当) 横山 茜
電	話	026-235-7157 (直通)
F	A	X 026-235-7398
電	子	メール yakuji@pref.nagano.lg.jp

長野県としての対応について（6月19日～7月9日） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年6月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識

本県においては、5月13日以降、新規感染者は確認されていない。また、これまで往来について慎重な対応をお願いしていた6都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県）についても、東京都を除いて、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を下回るなど、感染状況は落ち着いてきている。

ただし、新型コロナウイルス感染症のリスクは、いまだに存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。また、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、経済活動を感染リスクの低いものから順次再開し、県内経済の再生を図るとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立する取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、6月19日から7月9日までの対策においては、以下の3点を重点として進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

（1）「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

これらの感染を防止するための行動については、当県へ来訪した方に対しても周知を図り、実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

(2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、感染拡大が生じた場合は、往来に際して、慎重な対応を行うよう県民に呼びかける。

現在、東京都においては新規感染者数が比較的高い水準にあるため、引き続き往来に際して慎重な対応を行い、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行うよう呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

(3) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

(4) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

(5) 「新型コロナ対策推進宣言の店」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

(6) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

「新しい生活様式」に適応した事業形態の転換を促進するため、飲食店や観光・宿泊施設等の感染防止対策の取組や、宅配・テイクアウト等の業態変更、経営の多様化等を支援する。

〔産業労働部・営業局・観光部〕

(7) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(8) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(9) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

(1) 医療提供体制の確立

県として、500人規模の感染者を想定する中で、300人以上の患者受入が可能な病床を確保し、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。あわせて、重症者の受入体制の充実を検討する。

また、200人以上の軽症者及び無症状者の受入れ可能な宿泊施設稼働のための準備作業を着実に進めるとともに、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の拡充

簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールド

ドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築するとともに、介護現場において、感染者が発生した場合に備え、バックアップ体制の整備に向けた協力を介護施設に要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

（４）「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近１週間の人口１０万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

（５）長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定

新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について条例を制定し、県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な生活を確保する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

４ 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点３》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。（詳細は別紙のとおり）

（１）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

（２）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

〔産業労働部〕

(4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(5) With コロナ時代を見据えた観光産業振興に向けた取組

地域の関係者が協働して行う観光振興のための事業に対する支援や、県民を対象としたふっこう割、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、全国の感染状況を注視しながら、6月中旬以降に近県から、7月以降は首都圏等を含めた全国に対するPR活動を実施し、県外客向けの宿泊割引や日帰り旅行クーポン事業の実施と併せ、県外からの観光誘客を進めるとともに、国の「Go to キャンペーン」と連動した連泊促進クーポン事業や小規模宿泊施設のための割引事業を行うなど、観光振興のために切れ目のない対策を講じていく。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代を見据えた長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等への影響を最小限にする取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉、牛乳等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

5 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベントの取扱い及び民間主催のイベントに対する要請

県主催イベント等については、下記の基準によるとともに、民間が主催するイベント等についても、基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、必要に応じて参加者名簿の作成による連絡先等の把握について主催者に働きかける。

※イベント開催の目安

【6月19日～7月9日】

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を

求める。(プロスポーツ等は無観客開催を要請)

【7月10日～7月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2 m)
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

(4) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、今後、各地で感染拡大が生じた場合、当該地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に取り組む。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ることによって感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることによって感染します（**接触感染**）。

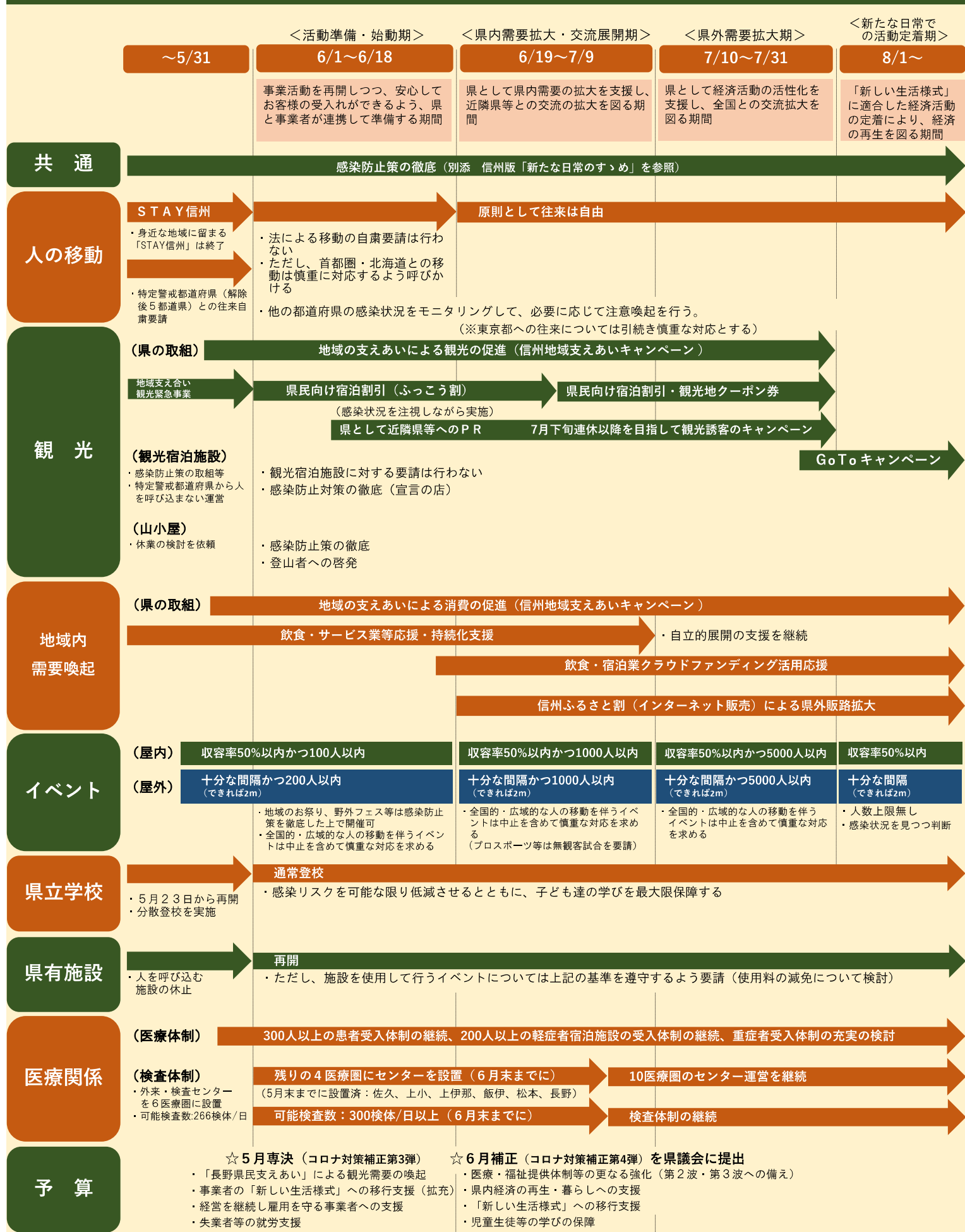
感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- マスク着用や小まめな手洗いをスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの体調管理、健康チェックを行いましょう。
また、発熱の症状などがある人が休みやすい環境を整えましょう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょう。
- 施設内の定期的な換気や設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
- 在宅勤務や、時差出勤、交代制勤務などによる勤務時間の分散等を推進しましょう。
- お客様に咳エチケットや手指の消毒を呼びかけましょう。
- 「新型コロナウイルス対策推進宣言」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様にお知らせしましょう。

社会経済活動再開に向けたロードマップ



※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。

【参考】

イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について

長野県

国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて広く周知するよう求めています。

名簿作成の考え方をとりまとめましたので、参考にしてください。

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、発症前2週間の行動調査、接触者調査を実施し、感染拡大防止に努めています。作成していただいた名簿は、イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、保健所が実施する行動調査、接触者調査に限って利用いたします。

2 利用方法

- ① 接触者と推定される方に、利用施設から確認の電話
(確認内容：利用実態の有無、行政への情報提供の可否)
- ② 情報提供を承諾された方に限り、管轄保健所へ情報提供
- ③ 保健所から協力依頼・聞き取り調査の実施
- ④ 濃厚接触者に該当する場合には健康観察等の実施

※濃厚接触者：患者と同居あるいは長時間の接触があった方、手で触れることのできる距離（目安1m）で、感染予防策なしで15分以上の接触があった方 等

3 留意事項

- ① 目的・利用方法を説明し、同意を得た上で作成してください。
- ② 入口に案内板を設置するなど、利用者への周知にご配慮ください。
- ③ 個人情報保護にご留意ください。

[

例：A 名簿の保管は鍵付きロッカーとする。

B 目的外の使用はしない。

C 行政への情報提供の際は本人の承諾を得る。

]
- ④ 名簿の保管期間は概ね1か月としてください。

業種別ガイドライン策定状況

6月13日時点

	業種	団体名	担当省庁名	策定期日
1	①劇場、観覧場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	5月14日
2		全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	5月14日
3		全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月29日
4		一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	5月25日
5		クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	6月12日
6		緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	6月中旬
7	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	5月14日
8	③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	6月10日
9	④体育館、水泳場、 ボーリング場、 運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	5月14日
10		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	5月14日
11		一般社団法人日本女子サッカーリーグ	文部科学省	6月2日
12		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	5月14日
13		公益社団法人 日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	5月14日
14		公益財団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	5月14日
15		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	5月14日
16		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	5月14日
17		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	5月14日
18		パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	5月14日
19		公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	5月20日
20		公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	5月21日
21		公益社団法人日本プロボウリング協会	文部科学省	6月中旬

22		一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	5月21日
23		一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	6月中旬
24		東日本遊園地協会 西日本遊園地協会等	経済産業省	5月22日
25		一般社団法人 日本スイミング協会	経済産業省	6月中旬
26		一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	5月26日
27	⑤博物館、美術館、 図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	5月14日
28		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	5月14日
29		公益社団法人 全国学校図書館協議会	文部科学省	6月中旬
30	⑥遊興施設	地方競馬全国協会	農林水産省	5月27日
31		一般社団法人 ライブハウスコミッション 非営利活動法人 日本ライブハウス協会 飲食を主体とするライブスペース運営協議会 日本音楽会場協会	厚生労働省	6月13日
32		全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月13日
33		一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省 文部科学省	5月25日
34		公益社団法人 全国競輪施行者協議会 全国小型自動車競走施行者協議会 公益財団法人 J K A 一般財団法人 東日本小型自動車競走会 一般財団法人 西日本小型自動車競走会 一般社団法人 日本競輪選手会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	経済産業省	5月28日
35		一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会 西日本クラブ協会 ミュージックバー協会	警察庁	6月13日
36		ポートレースコロナ対策決定本部	国土交通省	5月20日

37	⑦自動車教習所、 学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	5月14日
38		特定非営利活動法人全国検定振興機構	文部科学省	6月中旬
39		一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	5月27日
40		一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	5月30日
41		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	5月14日
42		全国届出自動車教習所協会	警察庁	5月14日
43	⑧医療サービス	一般社団法人 日本総合健診医学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 結核予防会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 一般社団法人 日本病院会 公益財団法人 予防医学事業中央会	厚生労働省	5月14日
44	⑨インフラ運営等	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	5月14日
45		一般社団法人 全国L Pガス協会	経済産業省	5月14日
46		全国石油商業組合連合会	経済産業省	5月14日
47		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	5月14日
48		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	5月14日
49		東日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
50		中日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
51		西日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
52		首都高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
53		阪神高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
54		本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
55		一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	5月15日
56		一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	5月18日
57		一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	5月21日
58		一般社団法人 日本埋立浚渫協会 一般社団法人 日本海上起重技術協会 一般社団法人 日本潜水協会 日本港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会	国土交通省	5月18日
59		一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	5月18日

60	⑩飲食料品供給	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	5月14日
61		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	5月14日
62		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	5月14日
63		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	5月14日
64		全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会	農林水産省	5月14日
65		全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	5月14日
66		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	5月14日
67		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	5月14日
68		全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月12日
69		全国食肉生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月12日
70		全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月12日
71		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	5月14日
72		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	5月14日
73		酒類業中央団体連絡協議会	財務省	5月29日
74		一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会	厚生労働省 農林水産省	5月14日
75		一般財団法人 カクテル文化振興会 一般社団法人 日本バーテンダー協会 一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会	厚生労働省	6月2日
76		一般社団法人日本旅客船協会 屋形船東京都協同組合 東京湾屋形船組合 江戸屋形船組合	国土交通省	6月11日

77	⑫生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会	経済産業省 農林水産省	5月14日
78		大手家電流通協会	経済産業省	5月14日
79		日本書店商業組合連合会	経済産業省	5月14日
80		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	5月14日
81		全国商店街振興組合連合会	経済産業省	5月14日
82	⑬生活必需サービス	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	5月14日
83		一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	5月14日
84		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	5月14日
85		全国質屋組合連合会	警察庁	5月14日
86		特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会	経済産業省	5月21日
87		全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
88		全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
89		全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
90		全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
91		一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	5月29日
92	⑭ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	5月14日

93	⑮冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月14日
94		日本バンケット事業協同組合	経済産業省	5月21日
95		一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	5月26日
96		全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月29日
97	⑯メディア	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	5月13日
98		日本放送協会	総務省	5月14日
99		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	5月14日
100		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	5月14日
101		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	5月14日
102		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	5月14日
103		一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	5月26日
104	⑰個人向けサービス	協同組合日本写真館協会	経済産業省	5月21日
105		一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	5月21日
106		公益社団法人 日本訪問販売協会	経済産業省	6月中旬
107		一般社団法人 全国ペット協会	環境省	6月1日
108		一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般財団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	5月27日
109	⑱金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	5月14日
110		日本証券業協会	金融庁	5月14日
111		一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	5月15日
112		一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	5月15日
113		一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	5月15日
114		一般社団法人 生命保険協会	金融庁	5月15日

115		一般社団法人 損害保険協会	金融庁	5月15日
116		一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	5月26日
117		公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	5月29日
118	⑩物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会 ・ JR等）	国土交通省	5月14日
119		公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	5月14日
120		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	5月14日
121		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	5月14日
122		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	5月14日
123		日本内航海運組合総連合会	国土交通省	5月14日
124		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	5月14日
125		一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	5月14日
126		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	5月14日
127		日本船舶代理店協会	国土交通省	5月14日
128		外航船舶代理店業協会	国土交通省	5月14日
129		定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	5月14日
130		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	5月14日
131		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	5月14日
132		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	5月14日
133		公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	5月14日
134		全国トラックターミナル協会	国土交通省	5月14日
135		日本郵便株式会社	総務省	5月15日
136		一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	5月18日

137	②⑩製造業全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	5月14日
138		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	5月14日
139		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	5月14日
140		一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	5月18日
141	②⑪オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	5月14日
142		一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	国土交通省	5月29日
143	②⑫企業活動、 治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	5月14日
144		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月29日
145	②⑬行政サービス	日本公証人連合会	法務省	5月14日

※上記のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設、建設業等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。